

CDM研究会の成果と今後の課題

CDMタスクフォース座長
(株)タクマ顧問 若村 保二郎

平成14年10月31日、第1回CDM検討委員会（委員長：名古屋大学柳下正治教授）で決められた検討事項を、会貞企業で構成される「CDMタスクフォース」メンバーが分担調査を開始した。

調査項目は1)OECCが「運営組織」（DOE）に立候補するとしたらどういう能力が要求されるか、「理事会」（EB）のガイドラインは。2)先行している諸外国の動向。3)CDMの制度と仕組み、我が国はどう対応しようとしているか。4)会員企業の事業機会はどのようなところにあるか等である。調査結果は「中間報告書」としてまとめた。

我が国は温暖化ガス排出量（CO₂換算）を1990年比 - 6%を2008～2012年に達成すると約束しており、温暖化ガス削減方式としての「京都メカニズム」は市場原理を活用する次の3方式がある。

- 1) クリーン開発メカニズム（CDM）、クレジットはCER（Certified Emission Reduction）
- 2) 共同実施（JI）、クレジットはERU（Emission Reduction Unit）
- 3) 排出量取引（Emission Trading）、先進国間の排出枠の獲得・移転取引

我が国及び欧州諸国が批准済みの「京都議定書」は米国の離脱で発効が遅れているが、CDMは2000年からクレジット獲得可能で、既にISO認証システムを作った欧州が先行し、東南アジアのバイオマスエネルギー利用で、我が国のプロジェクトを含めて、欧州系「DOE」がCERを発行している。我が国では数件のバイオマスとフロン処理でCO₂排出権獲得が計画され、他省庁に申請中あるいは承認済みである。

CDMに関する会員企業のビジネスチャンスは、a) プロジェクトに直接関連するビジネスとして、CDMプロジェクト設計書作成、モニタリング実施、機器・装置の納入、関連技術サービス、ファイナンス、環境ファンドの創設、企業のリスクマネジメント等がある。b) 基盤整備に関しては、相手国との情報プラットフォーム構築支援、

人材育成（研修・セミナー）、取引の仲介・参加があり、c) 有効化審査・検証に関しては検証人の派遣、検証人育成ビジネス等が考えられる。

先進国の55%、CO₂発生量の55%を構成する各国の批准で発効する「京都議定書」は米国の離脱でCO₂単価が1/10になったとして加入をためらっているロシアを環境省が説得中であるが、いずれ成立するのは間違いない。

CDMのホスト国になる途上国の政府機関、実施機関、地域住民、NGOの受け入れ基盤整備、連携システム構築、OE育成等の情報プラットフォームの支援業務は、環境省をバックアップするOECCとしては直近の重要なタスクである。

このような支援活動のためには、OECC自身のレベルアップが不可欠で、そのための経験を積むには、先行しているCDMに関与することが一番であり、クレジットを認定するための業務、例えば1) CDMプロジェクトの内容、ベースラインの設定と排出量のモニタリングについて、正しい審査ができること、2) 有効化報告書（Validation Report）と検証報告書（Verification Report）を英文で作成できること、3) マネージメントシステム構築・運営の経験を積むこと、等「DOE」が持つべき力をつけることが最も重要である。従ってOECCが直接または別組織でやるとしても「DOE」になるべく名乗りを上げて努力することが喫緊の課題である。

OECCとしては、関係省庁と協力して、途上国に輸出される日本製の中古自動車や家電・パソコンに含まれる微量有害廃棄物の処理処分に技術及び資金協力し、付随して発生する可燃性廃棄物の燃料化と発電に協力することで、CDMの協力態勢を築くことが期待される。

「京都議定書」の発効を座して待つのではなく、会員企業の協力を得て直ちに行動を起こすべきであろう。

（わかむら やすじろう）